

災害時における動物救護活動の協力に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）、奈良市（以下「乙」という。）及び公益社団法人奈良県獣医師会（以下「丙」という。）は、奈良県域において地震等により大規模な災害が生じたとき（以下「災害時」という。）に実施する動物救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、奈良県地域防災計画及び奈良市地域防災計画に基づく放浪犬猫の保護収容その他の災害時の動物救護活動（以下「動物救護活動」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、甲及び乙に対する丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 動物救護活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災により放浪している動物及び被災者が飼育する動物（以下「被災動物」という。）とする。

（動物救護活動の内容）

第3条 動物救護活動は、次に掲げる事項の全部又は一部とする。

- （1）被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関すること。
- （2）傷病状態にある被災動物の応急処置、治療等に関すること。
- （3）被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関すること。
- （4）被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関すること。

（協力要請の手続）

第4条 甲及び乙は、災害時の必要に応じ、前条の動物救護活動への協力を丙に要請するものとする。

2 第1項の協力要請は、次の事項を記載した文書によるものとする。ただし、急を要するときは、口頭等で協力要請した後に、その要請についての文書を送付することで足りるものとする。

- （1）動物救護活動の目的及び内容
- （2）動物救護活動を実施する日時又は期間
- （3）動物救護活動を実施する場所
- （4）その他必要な事項

（活動の実施）

第5条 丙は、前条第1項の協力要請を受けたときは、可能な限り、その動物救護活動の実施に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、動物救護活動の実施に当たっては、適宜、情報交換に努めるものとする。

（活動の終了）

第6条 丙は、第4条第1項の協力要請を受けて実施していた動物救護活動について、その目的を達成し、又はその必要がなくなったときは、要請者（甲又は乙）と協議して

活動を終了するものとする。

（費用負担）

第7条 丙は、原則として動物救護活動に要する費用の負担を甲及び乙に求めないものとする。

（連絡体制）

第8条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては、奈良県くらし創造部消費・生活安全課、乙にあっては、奈良市保健所生活衛生課、丙にあっては、公益社団法人奈良県獣医師会事務局とする。

（協議）

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日の属する年度の末日までとする。ただし、甲、乙又は丙のいずれかがこの協定を更新しない旨をあらかじめ相手方に文書で通知した場合を除き、この協定は、有効期間が満了した日の翌日から1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 5月17日

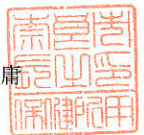
甲 奈良市登大路町30番地

奈良県
奈良県知事 荒井 正吾



乙 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市
奈良市長 仲川 元庸



丙 奈良市高畑町1116番地の6

公益社団法人奈良県獣医師会
会長 久保 益一

